

にほんすぽーつしんこうせんたーさいがいきょうさいきゅうふせいど かにゆう
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について

かわさきしきょういくいいんかい
川崎市教育委員会では、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでおります。
「災害共済給付」とは、学校の管理下における児童生徒の災害（負傷、疾病等）に対して、その医療費や見舞金の給付を行う制度です。この制度は、その運営に要する経費を「国・学校の設置者（川崎市）・保護者（同意確認後）」の三者で負担しており、加入に際してはあらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっております。
この制度への加入は任意ですが、例年ほぼ全員の方にご加入いただいております。（令和6年度実績：98.9%）
お子様の日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入に同意される方は、川崎市教育委員会宛ての同意書を学校に御提出ください。なお、同意書は本制度への加入申請時に使用する以外の目的には使用いたしません。

きょうさいかけきん
◇共済掛金について

ぎふきょういくしよがっこう ほごしゃ ふたん えん きょうさいかけきん ねんがく えん かわさきし えん ふたん
義務教育諸学校の保護者の負担は、460円になります（共済掛金は年額935円。このうち川崎市が475円を負担）。

※生活保護世帯及び就学援助受給世帯の掛金は、川崎市が全額負担します。

※共済掛金の額は、変更される場合があります。

※上記制度への加入は1年単位で行いますが、特段の申出がない限り、お子様の卒業まで自動更新されます。

きゅうふ う ばあい
◇給付が受けられる場合について

じゅぎょうちゆう がいかつちゆう きゅうけいじかん つうがくとちゆう さいがいきょうさいきゅうふ たいしよ
授業中や課外活動中だけでなく、休憩時間や通学途中でのけがなども災害共済給付の対象となりますが、その給付を受けようとする事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって給付を受ける権利が消滅します。なお、交通事故など第三者の加害行為により損害賠償を受けた場合などは、給付が制限されます。

きゅうふ きじゆん
◇給付の基準について

- 1 同一の災害の負傷又は疾病に関する医療費の支給は、初診から最長10年間継続して受けることができます。
- 2 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。
- 3 他の法令の規定による支給等（例えば、ひとり親家庭医療費助成制度、小児医療費助成制度）を受けたときは、保険診療の医療費自己負担額に、保険診療の医療費総額の1割を加えた額が給付されます。
- 4 損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 5 生活保護法による保護を受けている児童生徒に係わる災害については、医療費の給付は行われません（障害・死亡見舞金は給付の対象となります。）。

りめん かなら ごらん
※裏面も必ず御覧ください。

かにゆう どうい かつ かい どういしよ きにゆう した き と がっこう ごていしゆつ
加入に同意される方は、以下の同意書に記入し、（きりとり）から下を切り取り、学校へ御提出ください。

（きりとり）

どういしよ
同 意 書

かわさきしきょういくいいんかい あ
川崎市教育委員会 宛て

かわさきしりつ がっこう
川崎市立 学校

ねん くみ ばん じどうせいとしめい
年 組 番 児童生徒氏名

じょうきじどうせいと かわさきしりつがっこう ざいがく あいだ きょういくいいんかい どりつぎょうせいほうじんにほんすぽーつしんこうせんたー あいだ
上記児童生徒が川崎市立学校に在学する間、教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間に、この児童生徒についての災害共済給付契約を締結すること及び共済掛金を支払うことに同意します。

ねん がつ ひ
年 月 日

ほごしゃしめい
保護者氏名

◇給付に関する災害の種類及び給付金額

災害共済給付の給付基準は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条によります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	●入院時の食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 （通学中の災害は半額）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 （通学中の災害は半額）
	運動などの行為に起因する突然死 （学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 3,000万円 （通学中の災害は半額）
	運動などの行為と関連のない突然死 （学校の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 1,500万円 （通学中の災害も同額）

※「学校の管理下」とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき等

※保険外診療等（整体やカイロプラクティックなど医療保険が使えない診療や差額ベッド代等）や、療養に要する費用の合計額が5,000円に満たないものなどは、給付の対象外となります。

※医療費等の給付決定に不服のある場合は、決定を知った日から3か月以内に不服審査請求をすることができます。

【注意事項】文書料について

災害共済給付を請求する際に必要となる文書（医師等が作成した「医療等の状況」など）については、医療機関によっては文書料が発生し、有料となることがありますが、その費用は自己負担となります。

※その他詳細は、学校にお問い合わせください。